セーレン株式会社によるフジパック株式会社の株式取得に関する審査結果について

令和８年11月27日
公正取引委員会

公正取引委員会は、セーレン株式会社（法人番号9210001001785）（以下「セーレン」という。）によるフジパック株式会社（法人番号6150001013336）（以下「フジパック」という。また、セーレン及びフジパックを併せて「当事会社」という。）の株式取得（以下「本件行為」という。）について、当事会社が申し出た問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した（審査結果の詳細については別紙参照）。

なお、本件行為は独占禁止法第10条第２項に規定する届出要件を満たさないが、当事会社から具体的な企業結合計画の内容を示した相談があったことから、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年６月14日）６(1)に基づき、届出を要する企業結合計画への対応に準じて本件を審査したものである。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話　０３－３５８１－３７１９（直通）
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/